

平成 29 年 5 月 10 日

各 位

会社名 日清オイリオグループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 今村隆郎
(コード番号 2602 東証第1部)
問合せ先 取締役 常務執行役員 小林 新
(TEL 03-3206-5032)

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の非継続
および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の当社第 145 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）の終結の時をもって、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を継続しないこと、および本定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本プランの非継続

当社は、平成 20 年 5 月 9 日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランを導入することに関して決議を行い、平成 20 年 6 月 26 日開催の当社第 136 回定時株主総会において、関連議案が承認されております。その後、本プランの一部変更及び継続に関し、平成 23 年 6 月 28 日開催の当社第 139 回定時株主総会及び平成 26 年 6 月 25 日開催の当社第 142 回定時株主総会において承認されており、本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、本プランの有効期間の満了を迎えるにあたり、今後の本プランの取扱いについて慎重に検討してまいりました。平成 20 年の買収防衛策導入時以降の当社を取り巻く経営環境の変化や買収防衛策を巡る近時の動向を注視しつつ、本プランが及ぼしうる影響等を慎重に検討した結果、本定時株主総会終結の時をもって本プランを継続せず、廃止することといたしました。

なお、当社は、本プラン廃止後も当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じるとともに、引き続き企業価値並びに株主の皆様共同の利益の確保及び向上に努めてまいります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記のとおり、本プランは、有効期間満了をもって継続せず、廃止いたしますので、本プランに関する定款第 39 条の規定を削除するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><u>第 7 章 買収防衛策</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(買収防衛策の導入等)</u></p> <p><u>第 39 条 1. 当会社の株主総会においては、当会社の株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下「買収防衛策」という。)および買収防衛策所定の対抗措置の発動等に関する事項をその決議により定めることができる。</u></p> <p><u>2. 当会社は、株主に対する新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</u></p>	(削除)

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 23 日

なお、本定款変更については、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

以 上